

福岡県子ども・子育て会議 幼保連携型認定こども園部会 第1回会議 会議録

- 1 日 時 平成26年3月19日(水) 15:00 ~ 16:50
- 2 場 所 行政棟特9会議室
- 3 出席者 石井委員、尾上委員、佐々木委員、菱谷委員、武藤委員、森田委員
- 4 会議録
  - (1) 委員の紹介及び事務局の紹介
  - (2) 会長の選出：委員の互選により、佐々木委員が会長に選出された。
  - (3) 議事 福岡県幼保連携型認定こども園基準条例(仮称)の策定方針について

(事務局) 資料1に基づき説明

(事務局) 資料2に基づき説明

(事務局) 資料3に基づき説明

(尾上委員) 今ご説明のあった、資料3の「既存施設からの移行の特例に関する考え」という書類ですが、これは国の今の段階のものを出されたということですか。福岡県でということですか。

(事務局) これは国の考え方を踏襲しております。

(佐々木会長) 資料2の5で「学級編成及び職員配置の基準」というところで、先に頂いていた資料には、県の方針では府省令案ということで国と同じ基準にしていたのを、今日おおむねの文言を削除するというところをご説明になったんですけど、その事に関して。

(事務局) 考え方としては国の基準と相違ございませんが、条例の規定といたしまして、「おおむね」という表現が弾力的な運用があるかのような誤解を与えかねませんので、保育所の基準を定める条例では「おおむね」の文言が削除されております。資料をお送りした後に、幼保連携型認定こども園につきましても同様のことが考えられることから、今回削除するというものを盛り込んでおりますのでよろしくお願いします。

(森田委員) この資料の2の中で、食事の提供の部分なのですが、ここの部分で、4ページの11で食事の提供のところですが、これは基本として、その食事を提供については「園の判断とする」というふうに基準方針として、あるのですが、これは県の方としましては同じように考えられているということでしょうか。

(事務局) 子ども子育て会議における基準方針に書いてございますように、2号3号認定の保育を要する子どもについては、提供を求め、1号認定の子どもについての提供については、園の判断にするというようなことになっておりますので、それについては県の方でも同じ

考え方を統一したいという風に思っております。

(森田委員) ということは、お弁当がいいって言えばお弁当に、ということですね。

(事務局) 1号認定の子どもはですね。

(森田委員) お弁当を食べる子と給食を食べる子と同じお部屋に居るってことになるわけですね、現実としましては。

(尾上委員) 確かに国の判断でご家庭の自由でいいですよと言ったら、確かに弁当の子と給食の提供を受ける子と混在することもありえますので、結果としてはそうなります。

(森田委員) あのですね、これは外部発注をするということでのものなのかなと思ったんですね。食数が分からなければ発注書も出せないし、そういう部分というのは、日常サービスのお給食をしている側からしますと、とても難しいことになりますので、保育所の場合は毎日お給食を提供しているわけじゃないですか、認定こども園になると、1号のお子さんはお弁当の日もあればお給食を利用するっていう日もあるという風に私は捉えたんですね。基本これは外部委託に限りっていう文言が入るのかと。

(菱谷委員) 「園の判断とする」ということなので、食事のときに違うものを食べているということが、子どもの保育の質を考えて園がどう判断するかということになるのではないかなと。

(森田委員) 現実の問題として混在するような形になっていくのではないかと、条例としてこのような形ででていると不安な部分があります。

(石井委員) 現在幼保連携型認定こども園をしておりますが、今おっしゃった様なことが現実で起こっております。クラスの中でお家のお弁当の子、外部に頼まれる子、そして自園の子っていうことがあって、親のニーズもそうですけど、食育の面も考えることと、できたら同じものを提供したいという思いもありますし、園の判断として私どもはできればすべての子どもたちに同じ給食を提供したいと考えているんですけど、1号の子どもたちに提供した場合に補助していただけるような方向になっていくのか。

(事務局) 1号の子どもの分への給食の補助ということでしょうか。

(石井委員) すべての子どもの受け入れのためのというか、本当に豊かな育ちとか環境や質の高いものといいますと、差のない同じものを提供することを要望したいなど。

(菱谷委員) 2号とか3号の子どもに要する職員の補助はできるけれども、1号の職員の配置がないわけですね。そのところの・・・。

(尾上委員) ただそれは公定価格の件ですから、それは今協議中です。1号で入った部分の給食費、たとえば調理員の人件費とか材料費とかの分を面倒を見ようじゃないかという方向では国でも今検討中であると聞いています。

(事務局) 国の子ども子育て会議においても、尾上委員らが心配されているように幼稚園側からもいろいろ意見が出ておりました、幼稚園についても材料代とかそういったものがあるのではないかというご意見があったりとか、認定こども園については特にそういった議論があつておりました、公定価格の中で認定こども園の部分にどうやって反映されていくのかということについて、まだ結論は出ていないと思います。

(尾上委員) 話はそれるかもしれませんが、混在するという点では給食にとどまらず、たとえばインフルエンザ等感染症による登園停止という問題もあきらかに違うんですね。台風の臨時休校にしても。実際、幼保連携型は幼保混在するわけですから、同じような矛盾点を具体的にどういう風に解決していったら、最終的に子どもにとってベスト、とはなかなか難しいにしても、ベターな選択をするのか、というのはいくつかあると思いますね。

(森田委員) 給食でやはり外部搬入になりますと、食事を提供する側の保育士も専門的に少し知識がなければやはりこれだけアレルギーのお子さんたちがいらっしゃるんです、提供して良いのか悪いものかわからないということがありますので、その部分の資格的なものですね。これぐらいのレベルは保育士でも知っておくべきですよ、というようなものがあるとか、給食を食べる、食べないで、その日の食数が違うとかキャンセルがあるとかないとかいろんな問題がその食事一つとってもでてくるのではないかと、ちょっと前に資料をいただいて読ませただいて、考えておりますので意見として申し上げます。これだけでなく他にもありますが。国でも話しているところでまだ結論は・・・。

(事務局) いろんな状況とかを踏まえて、それぞれ幼稚園、保育所、認定こども園、認定こども園の中でも4類型ある中の本日も議論いただいています幼保連携型認定こども園というのは、一体的な施設ということでもた別建てになることかと思えますけれども、そういったところの公定価格がどう反映されていくかは今議論があつていて、今後、国のほうが骨格を示すということになっており、4月以降に示すことになっております。

(武藤委員) 新認定こども園の先ほどの保育内容に係ることで全部そうなんです、幼稚園の中に保育園を作る、保育園の中に幼稚園を作る、そういう形の今まで学校教育法と児童福祉法とでわかれてやってきたことを一本化するわけですから、いろんな会議の中でも言っているんですが、認定をする際に中身、利用者が何を求めてそこに来ようとしているのか、その認定基準とか審査内容とか、そこら辺のことがもっと具体的にさし示されないと、たとえばうちの保育園に仕事をしていないけど預けに行きたい、今だったら仕事をしていなくちゃいけないですけど、第2号認定の方が来られますよね。その場合、うちに何を求めてきているのか、保育園側が何を提供ができるのか、そういったメニューとか、

そういう説明とかそこら辺が分かったうえで来られるのであれば、そういうお弁当の問題も給食の問題も、感染症も、幼稚園だったら閉鎖だったり休園だったりするけれども、保育園は、(違う)というそこら辺の利用者側がぴしゃっとこの中身をわかって、保育園なり、幼稚園さんなり認定こども園さんなりに、どういうサービスを求めようとしているのか、そこら辺をきちんとする内容はどこら辺までできているんですか？ただ時間だけですかね。9時間、11時間とか。

(森田委員) 具体的な内容というか、規定的なものというか、現場はそれが一番重要なところになっていますね。

(武藤委員) 利用者に提供するためにまずは設置基準というか公の共通項としての設置基準を決めていて、そのうえで各施設さんがどういう風に自分が履行するかどうかを判断されるだろうしという、この辺は、基準に関しては、先ほどから出ている公定価格が、経営手段であるので、そこら辺で採算がとれるかとれないかをその中で計算するしかないんですよ。金がないところで、これにもこれにもつけてくれるというようにはならないので、この基準自体をこれから設置される認定こども園の先生方にどれだけ周知徹底できるのかという気はしているんですけど。

(事務局) 今回はまだ国から公定価格が示されていませんので、公定価格を踏まえた検討というのは、まだ事務局では行えていません。公定価格が示されたときに考え方を委員の皆さんに対してお諮りしたいと考えています。

(武藤委員) 県が作成された認定基準について、県独自の設定ということで、いくつかご提案を受けたんですけど、魅力的な認定こども園づくりのため県で何か考えていたりとかはあるんですかね？

(事務局) 基本的な方針といたしましては、考え方というところで説明させていただきましたように、資料2の表紙にありますように、現行の認定こども園の基準を基礎としたうえで、保育所と幼稚園から単一の施設を作ることになるわけですから、高い方の基準を引き継ぐようにはしておりますが、それ以上の上乘せ部分については、たとえば配置基準であるとか、そういった費用が掛かるものについては、上乘せはできないと考えておりました、そうではない部分で県がそもそも独自でもうけております、非常災害の措置など、安全に教育・保育を実施していただくために、県として必要だと考えている部分について、独自基準ということで規定させていただくということで、今回の基準案をお示ししているところです。

(森田委員) 魅力的なもの、やはり中身について、子供たちが幸せに健全な育成のもとに幼保連携型認定こども園で教育と養護と受けられるということが、魅力を醸し出すというところではありますが、私たちは保育園側において現在幼保連携型認定こども園をされている石井先生もいらっしゃるんですが、私立の幼稚園で現状というものがなかなかみ合わな

いところがあって、これからはその摺合せが必要になってくるのではないかと思うんですが、(石井先生に) ちょっとお尋ねしてよろしいですか？

(石井委員) はい。

(森田委員) 健康診断は年に1回でしょうか。

(石井委員) 2回です。

(森田委員) 2回ですね。

(石井委員) 認定なので、保育所部分と幼稚園部分とがありますが、幼稚園部分は1回ですね。保育園部分は2回です。

(森田委員) そのほかに歯科検診とかもあって、保育園は2回ですよ。尿検査もですね。大体、県の監査基準に従った状態で保育所部分はされている、ということですよ。その場合は実費、お金のほうは？

(石井委員) 個人からは徴収しない。

(森田委員) しないですよ。幼稚園のほうは尿検査もないし、あと・・・。

(尾上委員) 避難訓練もしないですね。毎月はしないですね。

(森田委員) だから全くそこら辺が全然違うし、やはりそこら辺のところは福祉事務所の監査基準に従って保育所の基準に近い形でやっていただかなくてはならなくなるのかなと思うんですが。

(石井委員) 逆に認定をはじめてからの避難訓練は、もう幼稚園の子もすべて入れて実施して避難もスムーズにできるようになっていますね。

(森田委員) そうですね、だから移行するととても大変な作業が幼稚園さんにとって入ってくるのではないかなというのがあるんですけども。やはり尿検査をとってみても、ものすごく今、肥満児とか、血糖値の高い子が多いですよ。0歳児から尿検査をやっているの、そういうところは基準をぐっとあげていただきたいな、というのがあります。

(石井委員) 同じ子どもなのに、片方は年に2回やったり細かい検査内容があったりするけれども片方にない。同じ子どもなのに。

(森田委員) 同じ子どもなんです。矛盾を先生も感じられていることと思うんですね。

給食もほんとに温かいものは温かくてお野菜たっぷり提供できるけど、お弁当の場合は温めはできるかもしれないけれど。すべてがいい方向に向かっていけるように、もっとすり合わせた話し合いがあるといいのではないかとこのことをすごく感じています。

(石井委員) 特に量の方はあるが、質の方がおきざりになっているのではという感じがします。

(森田委員) 量的拡充ですね。

(石井委員) すべての子どもに分け隔てなく給食は提供できたらいいなとは考えています。

(菱谷委員) 園に任されているので、認定こども園において給食をされているところもあれば、外部からもされている。

(佐々木会長) さっき言ったお野菜たっぷりというのはすごくいいですが・・・。

(菱谷委員) 審査基準があつて、その中に先ほど話にでたことは全部あるんですね。避難訓練であればどんな訓練をするか、具体的な内容が。ここではそれが心配されているようですけど。

(森田委員) そうですね。ここはもっときちっと定めてもよいのではないかという思いがあります。職員の健康診断についてはいかがでしょうか。

(石井委員) それは年に1回、2回になっています。

(森田委員) 職員は年に1回でいいのかな、と思いますが。

(尾上委員) だから、そこは、高い方に合わせるべきだし、それはそういう風になっていると思います。だから、子どもにとっていいことは当然高い基準となるべきだろうと思います。先生が今、ご指摘のとおりだと思いますよ。

(菱谷委員) それについては、結構心配というか、今なっているところが特例、現在の幼保連携型はそのまま、適合するよう努めるだけで、努力義務となっているところが心配。子どもの立場にたって考えると、変わるときには基準を満たすという方がいいのでは。10年たったら、チェックするというのは長すぎるのではと、3年とかもっと早くチェックした方がよいのでは。新しい基準について満たすような方針、「努める」ということは「しなくてもいいんですよ、」という印象も受けるので。子どもの側からすれば10年間というのは長いのではないか、県のほうで対応していただけないか、というのが気になっています。条件の悪いところについては、現場の中では早く移行するとそのままいいらしいと、条件はそのうち満たせばいい、10年あったらいいよね、というところもあるようなので、検討

していただけたらいいなと思います。

(事務局) 項目によって努力義務であっても当然速やかにできるものについてはしていただく、できることからやっていただくものですが、どうしても、設備の関係とかですね、施設の面については費用も掛かるし特に面積的なものについては、色んな制限が生じてきますので、ちょっと長期の状況を見ながら変更ということになっていると考えておりました、可能なものについては、移行の際にさせていただくようにも、まずはこの場でご意見をいただきながら条例で最低基準を決める、今後認定の際の審査基準に反映できるものについては、反映させていくと考えておりますので、本日はまず各項目でこうであるべきとか、この方がよろしいというご意見をいただければと思います。

(森田委員) では、「既存施設からの移行の特例に関する考え方」資料3のところで、2歳未満児を除く子どもの屋外遊技場について確保できない場合は、資料の8,9ページにありますが、満2歳以上の子どもに係る園庭の必要面積を、園舎と同一敷地内又は隣接する敷地内又は隣接する位置にある園庭で確保できない場合、満2歳の子どもに係る必要面積(1人につき3.3㎡)に限り、以下の要件をすべて満たす場合は、屋上の面積を入れるということなんですが、屋上はすごく暑いので、現実には遊べる時間はあるのだろうか、というのはとても疑問に思うわけなんです。これはマンションとかビルの中の？

(事務局) これはそういうものではなくてですね、屋上でも緑化した保育園がありますし、やはり今屋上に園庭を設けているという保育園も見受けられます。やはり、緑化してあまり熱くないようにという配慮もなされているようです。

(森田委員) 私の友達の、長崎県の園ですが、緑化はお金がかかるのでできないので、人工芝を引いてやっているということなんですけども、熱くてですね、遊べないんですね。だから、ここをそういう風にされるのであれば守っていただきたいというのがあって、簡単に書かれているんですけども、2歳児とか1歳児とかってハイハイとかすごく大事な時期なのに、ちょっと。逃げるのもおぼつかないのに、2階に設置となると・・・。

(事務局) 条件としてここ書かれております、そういうのを認めるにあたっては、やはり9ページから10ページに書かれている①から④までこういう条件を満たしていれば参入してよいですよ、となっておりますので、今おっしゃったように非常に環境が悪いんじゃないかというご心配があるかと思うんですが、そういった面については、②にあるように教育・保育内容が効果的に実施できるような環境となっているのか、ということを実質的に確認したうえで、参入を認めるかどうか、というのが実際に認定をする上で必要になってくるかと思えます。

(菱谷委員) ⑤ですか？

(事務局) 失礼しました。避難上のことでいうと⑤でありますし、熱くて使えないという

ことであれば、②とかそういったところになるかと思えます。あの、熱いというのは太陽の熱が熱いという意味です。

(森田委員) だから、そういうことから認定をするときに、やはり基準というものがきちんと打ち出されていないとあやふやになっていくのではないかな、というところがとても心配しているところです。

(菱谷委員) 私は子ども・子育て会議で春日の方を見せていただいて、実際屋上を子どもの遊び場として使って、水がなかったので水を設置しましたというところを見せていただいたんですけども、夏場はやっぱり駄目だっておっしゃってました。すごく熱くなるということです。なので、使える季節が限定されるということがあるかな、と思えます。なので⑤の地上の園庭と同じ環境が確保されているということは、春夏秋冬でどうなるかというところを見るんだろうなと、夏はたぶん難しいです。そうなると大きな木があつて木陰があるから大丈夫だ、とそういったことが具体的に必要なことが審査をするときに必要になるかと思えます。実際に使ってらっしゃるところでそういう話が出ていました。だから、だんだんそういうところが出てくるので、水を付けました、緑をつけました、というところですが、ちょっと厳しいようです。園庭プラスそこも使えるようにということだったらいいんですけどね。

(佐々木会長) 横浜市の特機児童に関する問題がありますけれども、東京や横浜で土地のないところで作ったり、作ろうとしているところが、この部分がないととても作れない、というところがあるのでしょうか、福岡についてはどうなのでしょう？東京や横浜の事情に合わせて場所なのか、場所によっては福岡でも必要なところになるのか、というような思いも感じる。

(事務局) 保育所の中でもこの規定で認可を行っているところが、県内にあるということです。現に認可している保育園では、この基準をなくすことで参入できなくなると、認定こども園に移行したときに、非常に定数を減らさざるをえないという状況もあるために、今は認可保育所の要件を引き継いでいく、という考えの下に今回の基準案にしているところでございます。

(森田委員) 私も博多の方の保育所を見させていただいたときに、やっぱりプールを置いてあって、「夏場しか先生使いません」といことをおっしゃいます。それを2歳児に、2歳児限定ではないんですけども、足りないからそういうふうなところに使うということがないようにしていただきたい、特に小さい子たちについてですね。

(武藤委員) 質問でなく、意見になりますが、基本的な基準については、現行の保育園、幼稚園がスムーズに移行するための基準だと思うが、現行のまま幼稚園、保育園がするというのは良いと思うが、やはり、新幼保連携型認定こども園に移行するところは、スムーズに移行するために、最低限の基準で抑えて、あとはいろんな条例等でしていくのかと、



思います。私が一番心配しているのは、ネットのベビーシッターみたいなことで、久留米でも事故は無認可の託児所ですが、あっていますので、そういう今まで公的支援に入れなかったお子さんたちをなるべく、公的支援の傘の下において、保護していくという思いがあって、久留米市にも今、そういう調査をしていただいているんですね。既存の保育園はこの間できるだけ、待機児童対策のために、できるだけ定員を増やしていつている状態にあるので、この認定こども園が何のためにできるのか、という。私は全体としてこういうニーズが、需要が高まっている、受け入れるための施設にならなければならないと考えておるんですね。あんな人間の子どもがペットみたいに、2泊3日も低料金で預けられるということを知らなくて愕然としてしまって、今の親御さんたちのわが子に対する意識はこの程度なのかとすごくショックで、関係者としては、なんで救ってあげられなかったんだらうという意識がすごく強いんですが、そういう受け皿にこういう認定こども園がなっただけいたらと思っておるんですね。そのために、目指すは最高レベルを目指したい、でも今は、とりあえず公的な支援を受けていない方たちをどこまで拾い上げられるのかなと、以前はとにかく作るんやったら、最初から最高のものを作ればいいんじゃないか、という風に思っていたんですけど、久留米でも、就学前児童で100人、保育園にも幼稚園にも入っていないお子さんたちがいるんですね。100人もいるんですけど、そのうちの一人が無認可の託児所で虐待死亡されたお子さんだったと。国は将来的に義務教育の一つにあげようとする、5歳児の教育に光が当たってなかったんですけど、そこをどう支援してあげればいいのかと。この制度の中であるとすれば、もっと子育て支援とか地域支援というのを福岡県で打ち出せないのかな、保護者支援とか地域支援とかの考え方をもっと福岡県なりに、踏み込んだところの提案はできなかったのかということになります。

(佐々木会長) 幼保連携型認定こども園が、一つは待機児童の、もう一つは地域の支援が必要となっている、福岡県としてきちんと支援ができるように、地域支援、保護者支援という面をもう少しうちだして、基準の中で位置づけるということをしてよいのでは、と思っております。福岡県では暴力団に対する条例も作っており、地域支援、子育て支援についても「福岡県方式」なんだよ、と言えるような内容にしていければと思います。

(石井委員) もともと子育て支援事業について認定こども園は強いんですね。

(事務局) 子育て支援についてなんですが、資料の2の5ページの13番なんですが、子育て支援事業の内容といたしまして、これは国の方針として認定こども園が行う子育て支援が5種類が①から⑤のとおり掲げられております。子育て支援事業を行う際の留意事項についても、教育保育に関する専門性を十分に活用し、保護者の子育て力の向上を支援するとされており。これを県の条例の方でも盛り込む形で、府省令案では真ん中の欄に書かれているように謳われておりますので、国の方針のとおり規定していきたいと考えております。

(武藤委員) すみません。国があげている子育て支援を書いています、誰がこれすると、

という話になってきます。園長がするのか主任がするのか、今は園の中では、地域支援とか子育て支援として主任が園長をサポートしながら現場を指導しながら、そういうふうな地域からの育児相談や訪問相談など全部やっているんですよね。クラスまで兼任しているようなそんなスーパーウーマンみたいな方もいらっしゃるって、そういう方たちがどんどんリタイアしているんですね。これ以上できないって、なんで私たちだけがここまで業務を、変な言い方をすれば押し付けられて、でも保育士さんたちは、皆さん心優しい温かい人たちばかりなので、何とかしたいと、何とかしたい病になって、うつ病になってノイローゼになってベテランがリタイアしていているんですね。若い人たちが未熟でリタイアして、ベテランがノイローゼになってリタイアして、いくら潜在保育士を掘り起こそうとしても出てこないのは、「もうあぁいった現場にはもどりたくない」って、僕はあるベテランの先生と話した時にはっきりと言われたんですけども、国はこう書いているんですけども、誰がそれをするんですか？職員配置の中で地域支援専門職員とか何もないですよ。学校ならスクールカウンセラーもいるんですけど、そういうのもなくて、これだけのことをぺらぺらと書いて誰がするんですかと僕は言っているんですね。久留米市に言っているのは、久留米マイ保育園制度というのを作ってくれということと、もう一つは地域支援専門職員を各保育園に一人配置すればいいんじゃないかと、それで登録制度を作ればいいんじゃないかと、それで100%カバーしましょうということのを、言っているんですけど。いろいろ書いてあるんですけど、要は担当、責任者をおかなくてはいけないんですけど、県は踏み込んだことをされるのかなと、そういう意味で踏み込んだと言っています。それはもう書いてもらっても、じゃあ誰がそれをする、と振られたときにうちの主任がするのか、ベテランの先生がクラスの片手間にやるのかなって、そういう論理になってしまうんですね。そこを打ち出す以上は、そこがない限り絵に画いた餅でしかないんじゃないかなと、思っています。

もう少し言うと食事の提供にしたって、ベテランの先生は増えないのに、誰がこれだけの分量と、アレルギーとか、アトピーとかですね、うちもいろいろ病児食も作っているし代替食も作っているけど、国は配置基準の見直し無しにまたこれをしようとしている。うちは給食職員5人置いてるんですね。110人定員で、あなたは乳児担当、あなたはアトピー担当よと担当制にしているからどうしても5人必要なんですね。国がいう、150人以下は二人でというのは無理なんですね。だから文字になってくると立派だなと思うんですけどね、私たちは現場の人間なので、じゃ、お前これしきるかい？と誰かにふらなければいけないわけであって、その時の説明、設置する以上は担当者は誰がするんですか？というところも踏み込んだところで考えていただけたら、と思うんですね。

だから、皆さん、「努力義務ってせんでもいいんですよ。」って意見がでてきたですね、そういう論調になってしまう、書いていればしなくてはいけなくなるから、そういうふうなぼかした言い訳は現場ではしたくないんですけど、書かれている以上はしたいし、子供のためになることなんですから書いてある以上は誰にさせたらいいんですかね、という問い合わせを僕たちは県にするしかない。そこのところは公定価格でもずっとやっている。ローテーション保育士の問題も3時間分今までつけてたところもずっとそっぽ向いていたじゃないか、そこにも全部つけましょうよとなってくるので、そういった中身についても

誰がやっていくのか、というところを公定価格でいくらつけますという話になっているので、そういうところが明らかになってからだと話がもっとスムーズに進むのではないかと思います。

(森田委員)「決まったんですね、」というふうになってしまったら、いくらここで論議してもどうしようもないので、「国から書類がきたらそこでまた県は考えますよ、」というようなことができないものではないでしょうか。なんかいろんなことを考えたときに。結局予算次第ですけども。

(菱谷委員) 実際の審査のときには、子育て支援は幼保連携型だと誰がしなければならないのか、その担当者は誰かというのは必ずださせられますよね。その方たちは保育を実際にやっているときにはそこには使えないので、そうじゃない人を置くという形になりますね。それが予算の形で確保されていればよいということで、そういうことが公定価格に反映されているといいですが、そうでないと困る、ということですね。

(森田委員) 文書である分はやったらいというののもっともなんですけど、アレルギー食をきちんと渡すということについても園内研修をして、一生懸命努力をしてやっているものですから、そこら辺のことを汲んでいただいて。

(菱谷委員) 最後のところの「専門機関と連携する等地域の人材や社会資源を活かす」というのは、これは「活かす」というのはお金をかけずにそっちに行ったらということなんですかね。社会資源を活かすとありますが。当然保育者は研修によって専門性を高め質を上げる、もう一方では専門機関等と連携し、ということは地域の専門家さんとか、そういう方達を活用するということかと思いますが、地域によっては、筑豊とかは結構実際に子どもをみてきてくださる、市がそういう予算をつけてくださるとかあるんですが、かなり県の中でも差がありますよね。県の中でも質がいいものはどこの地域にもつけるということがあったらいいなと思います。

(事務局) 国の考え方なんですけども、国の具体的な子育て支援事業の種類・内容、運営基準につきましても、公定価格の議論に合わせて検討されるということになりますので、これにつきましても国から情報が入り次第、国から情報が入りましたら、委員の皆様には速やかに提供させていただきますので、引き続きご検討をお願いいたします。

(佐々木会長) 4時半を過ぎておりますけれども、皆さん1回目ですので、疑問やご意見があることと思うんですが、そのほかにありますか？

(森田委員) 園児の要録、出席簿のことですが、幼稚園は幼稚園教育指導要領、保育園は保育所児童保育要領、認定こども園は、認定こども園子ども要録というのを作成していくということなんですけど、子ども要録というのは、内容的には・・・。

(佐々木会長) ○×式のところもあれば、記載するところもあります。

(森田委員) 幼稚園は○×式なんですか。

(尾上委員) 記述するところもあります。

(武藤委員) 1点お尋ねしたいんですが12ページの研修に関することなんですけど、今、幼稚園でも保育所でもそれぞれの保育団体とか幼稚園団体をとおして研修を受けられるようになっているところなんですよ。認定こども園については、研修の組織なんかをどのように考えているのでしょうか。

知り合いの話ですが、これまで受けていた研修が認定こども園に移行したら、保育協会の研修を受けられなくなり、個人で参加している、公的な研修支援がどうなっているのかな、というのと 保育教諭に対する平成27年度以降の研修についてどのように考えているか。これだけ、中身が重複したり保育園と幼稚園で書類も違うし、どういう子ども指針になるか中身はわからないですけども、教えていく中身も変わってくる、すべてが子どもの直接処遇にかかわってくるところなので、認識はきちんと保育教諭ももっておかなければならないと思うんですね。そこで研修をどうするのか、ということになるんですが、どこで聞いても分からないんですね。県で研修について、どのように考えているか教えていただきたいんですけど。

(事務局) この後報告事項で申し上げますが、幼保連携型認定こども園の保育要領が国で検討されております。これが間もなく告示されて周知が図られるということになるんですが、これに対応した保育教諭の方たちの研修につきましては、今後県としても検討させていただきますと考えております。

(武藤委員) 県として、保育研修センターを設置するといった計画は？教育委員会はいろんな形で学校の先生たちが研修を受けられる教育センターというのがあるんですが、青写真で全国で保育研修センターという構想がちらっとあった時期があったんですね。そこに保育指導主事をおいて、今の教育委員会の教育センターをスライドしてというのがあったんですが、今度の認定こども園さんは学校施設になるわけであって、そこで公的な研修整備とか、公的な施設とかはどうなっているのかと。

(事務局) おっしゃるようなセンターというものは今段階では検討していないんですけども、どちらにしましても、保育所の場合保育士、幼稚園の場合幼稚園教諭ということでそれぞれ研修を実施しております。幼保連携型認定こども園につきましては、両方の資格を有した保育教諭という形になりますので、先ほど係長から申しあげましたように研修を実施していく必要があると考えております。具体的に、どういった内容にするかや回数について今後国の方の通知を待ちながら、研修の在り方も含めまして検討してまいりたいと考えています。どちらにしても、幼保連携型認定こども園の保育教諭の方の質の向上を図っていくことは県の役割だと認識しておりますので、今から検討してまいりたいと思っております。

（佐々木会長）あと、ございませんでしょうか

（佐々木会長）それでは、無いようございますので質疑を終わらせていただきます。次に報告事項について、事務局から説明願います。

（４） 報告事項 幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の検討状況について